

## 第5号議案

### 苦情解決処理要領に規定の第三者委員の選考

現委員は令和2年3月31日で任期満了となるため、次期委員の選考を行うもの。

#### 1 第三者委員（案）

現 委 員			新 委 員	
役職名等	氏 名	住 所	氏 名	備考
学識経験者	糸 井 嘉 彦	京丹後市大宮町	糸 井 嘉 彦	再任
学識経験者	石 倉 秀 紀	与謝郡与謝野町	石 倉 秀 紀	再任

2 就任日 令和2年 4月 1日

3 任 期 2年間（規定なし）

4 その他

- ・ 苦情解決責任者 施設長（指名）
- ・ 苦情受付担当者 事務長（職員から任命）

（参考）社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター苦情解決処理要領より関係部分を抜粋

#### 2 苦情解決体制

（1）苦情解決責任者としてセンター施設長を指名する。

（2）苦情受付担当者は職員の中から任命する。

（3）第三者委員を設置することができる。

##### ア 第三者委員の要件

（ア）苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること

（イ）世間から信頼性を有する者であること

##### イ 人数

（ア）第三者委員は、中立・公正性の確保のため、2名以上とする

##### ウ 選任方法

（ア）第三者委員は、理事会で選考の上理事長が任命する以降、省略